

答弁書第二三二号

内閣参質一九六第二三二号

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。







参議院議員小西洋之君提出憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の四の改正及びいわゆる高度プロフェッショナル制度の創設については、第百十五回労働政策審議会労働条件分科会において「健康確保を図りつつ、労働者が創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することによって、生産性の向上と仕事と生活の調和を図る観点」から調査審議を進めていくこととされ、これを踏まえた労働政策審議会における公労使の議論を経て答申されたものであり、憲法第二十五条第一項及び労働基準法第一条第一項の趣旨を踏まえたものであると考えている。

これらに関する議論は、第百十五回から第百二十八回までの労働政策審議会労働条件分科会においてなされており、お尋ねについては、厚生労働省ホームページにおいて公開されている当該会議の議事録に記載されているとおりである。



○

○